

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、TCSグループが共有する行動規範に則り、すべてのステークホルダーとの関係において高い企業倫理に根差して活動しています。取引先とのパートナーシップにおいても、法令順守・安全衛生等を踏まえた協業関係となるよう努めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたり下請事業者から協議の申入れがあった場合にはそれに応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。親事業者は、取引対価を含む契約条件を書面等により明示・交付します。

② 支払条件

下請代金は現金（振込）で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結・取引上の立場を利用したノウハウの開示・知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します

3. その他

当社は、下請法等の関係法令および望ましい取引慣行等について継続的に社内教育を行い、取引先との良好なパートナーシップの構築を推進します。

2024年4月12日

日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ株式会社
代表取締役社長 ティアガラジャン・サティシュ・クマル